

魚津市告示第2号



字の区域の変更について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市の字の区域を変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

平成23年1月14日

魚津市長 澤崎 義敬



魚津市村木字定坊割に編入する区域
------------------

魚津市村木字定坊割2500番1の地先の公有水面埋立地
----------------------------